

産業衛生 レポート

No.561

2026年6月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法施行令の一部を改正する省令

～一般健康診断の項目見直し、令和9年4月1日施行～

(令和8年4月28日 厚生労働省令 第89号)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第89号、以下「改正省令」）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第68号）及び労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第204号。以下「改正告示」）が、令和8年4月28日に公布され、令和9年4月1日から施行することとされた。概要を以下に示す。

● 改正の要点（抄）

第1 改正の趣旨

長時間労働と慢性腎臓病リスクの関係や、従来の検査では把握が難しかった腎機能低下を把握する必要性を踏まえ、労働安全衛生法に基づく一般健康診断のうち、雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加するため、労働安全衛生規則（安衛則）、労働基準法施行規則（労基則）、有機溶剤中毒予防規則（有機則）及び特定化学物質障害予防規則（特化則）等及び関係告示について所要の改正を行った。

第2 改正省令の要点

1 血清クレアチニン検査の追加（安衛則第43条から第45条の2まで関係）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断に血清クレアチニン検査を追加。 ※医師の判断により省略可能。

2 喀痰検査の削除（安衛則第44条から第45条の2まで関係）

定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断において義務づけられている喀痰検査を廃止。

3 肝機能検査の酵素名の変更（安衛則第43条、有機則別表並びに特化則別表第3及び別表第4関係）

「GOT」⇒「AST」、「GPT」⇒「ALT」、「 γ -GPT」⇒「 γ -GT」に変更。

ただし、事業者や労働者が旧名称の方が理解しやすい等の状況がある場合については、健診機関における事業者や労働者への健康診断の結果の通知について、必要に応じ、新名称と旧名称を併記する等しても差し支えない。

4 健康診断結果報告、健康診断個人票及び健康管理手帳の様式変更（安衛則第52条、様式第5号、様式第8号及び様式第9号並びに有機則様式第3号関係）

改正に伴って、各様式の記載事項に血清クレアチニン検査を追加し、喀痰検査を削除。
肝機能検査の酵素名を変更。

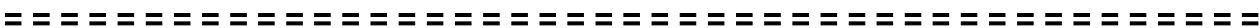
5 高度プロフェッショナル制度に係る「臨時の健康診断」の項目の追加（労基則第34条の2関係）

6 施行期日（改正省令附則第1条関係）

令和9年4月1日から施行

7 経過措置（改正省令附則第3条から第6条関係）

ア 改正前の取り扱いと同様に、事業者は、当分の間、改正後の安衛則第52条第1項に規定する方法による



同項の報告に代えて、同項各号に掲げる事項を記載した書面により当該報告をすることができる。(附則第 3 条関係)

- イ 施行日前に交付した健康管理手帳について、施行日後も使用できる。(附則第 4 条関係)
- ウ 改正省令の施行の際現に改正省令による改正前の省令 (以下「旧省令」) の規定によりされている報告は、改正省令による改正後の省令の規定による報告とみなす。(附則第 5 条第 1 項関係)
- エ 改正省令の施行の際現に存する、旧省令に定める様式による用紙は、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、必要な改訂をした上で、使用することができることとする。(附則第 5 条第 2 項関係)
- オ 改正省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(附則第 6 条関係)

第 3 改正告示の要点

「労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」

(令和 8 年 4 月 28 日 厚生労働大臣告示第 204 号)

診断項目		医師が必要でないと認めるときに診断項目を省略できる者
身長		20 歳以上の者
腹囲		次のいずれかに当てはまる者 ① 40 歳未満 (35 歳を除く) の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI (次の算式により算出したものをいう。以下同じ。) が 20 未満である者 [BMI = 体重(kg) / 身長(m) ²] ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 (BMI が 22 未満の者に限る。)
胸部エックス線検査		40 歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5 歳毎の節目年齢 (20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳) の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で 3 年に 1 回のじん肺健康診断の対象とされている
血液検査	貧血検査	35 歳未満の者、及び 36~39 歳の者
	肝機能検査	
	血中脂質検査	
	血清クレアチニン	40 歳未満の者
心電図検査		35 歳未満の者、及び 36~39 歳の者

※喀痰検査の項目に係る厚生労働大臣が定める基準については削除

第 4 細部事項 省略

第 5 関係通達の一部改正等

1 関連通達の一部改正

施行日 (令和 9 年 4 月 1 日) において

- ・平成 29 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 4 号
 「定期健康診断等における診断項目の取扱い等について」(以下「旧通達」) を [通達内 別添 1](#) のとおり改正し、以下の通達を廃止する。
 「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」(令和 2 年 12 月 23 日付け基発 1223 第 7 号)
 「定期健康診断等における血中脂質検査の取扱いについて」(令和 5 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 12 号)
 なお、旧通達の別添についても、あわせて廃止。
- ・令和元年 7 月 12 日付け基発 0712 第 2 号・雇均発 0712 第 2 号

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の一部改正について」を[通達内 別添 2](#)のとおり改正。

2 肝機能検査の酵素名の変更について

これまでに発出した通達のうち、肝機能検査の酵素名については、次表のとおり読み替える。

読み替え後	読み替え前
AST	GOT
ALT	GPT
γ-GT	γ-GTP
アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツオキサロアセチツクトランスアミナーゼ
アラニンアミノトランスフェラーゼ	血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ
ガンマグルタミルトランスフェラーゼ	血清ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ

詳細は以下をご確認ください。

■改正省令 [労働安全衛生規則等の一部を改正する省令\(令和 8 年 4 月 28 日 厚生労働省令第 89 号\).pdf](#)

■通達 [労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について\(令和 8 年 4 月 28 日 基発 0428 第 9 号\).pdf](#)

■告示 [労働安全衛生規則第 44 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示\(令和 8 年 4 月 28 日 厚生労働省告示第 204 号\).pdf](#)

■リーフレット [定期健康診断等の診断項目の取扱いが一部変更になります.pdf](#)
[健康診断を実施しましょう.pdf](#)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」 が閣議決定されました

～「LC-PFCA とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」
及び「MCCP」を化審法 第一種特定化学物質に指定～

(令和 8 年 5 月 19 日 厚生労働省/経済産業省/環境省発表)

本日、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。この政令は、「長鎖ペルフルオロアルカン酸(LC-PFCA)とその塩」、「LC-PFCA 関連物質」、「クロルピリホス」及び「中鎖塩素化パラフィン (MCCP)」を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に規定された第一種特定化学物質^{*1}に指定すること等について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(施行令)の改正を行うものです。

【政令の改正ポイント】(抄)

- (1) 第一種特定化学物質の指定(施行令第 1 条関係)
 - 1 LC-PFCA とその塩
 - 2 LC-PFCA 関連物質
 - 3 クロルピリホス
 - 4 MCCP

